

＜性能検査料金及び性能確認検査料金表＞

■クレーン関係

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

【検査基本料金】

- (1) ジブクレーン(壁クレーンを除く)・橋形クレーン・ケーブルクレーン・アンローダ・浮きクレーン

つり上げ荷重 (トン)	検査料金	消費税	合計
5未満	29,200円	2,920円	32,120円
5以上 10未満	38,500円	3,850円	42,350円
10以上 20未満	48,300円	4,830円	53,130円
20以上 50未満	60,600円	6,060円	66,660円
50以上 100未満	80,200円	8,020円	88,220円
100以上 200未満	94,900円	9,490円	104,390円
200以上 500未満	114,600円	11,460円	126,060円
500以上 1,000未満	134,200円	13,420円	147,620円
1,000以上	153,700円	15,370円	169,070円

注：ジブクレーンには、タワークレーン、つち型クレーン、高脚ジブクレーン、片脚ジブクレーン、引込クレーン、ポスト型ジブクレーン、低床ジブクレーン、クライミングクレーンを含む。

- (2) 天井クレーン

つり上げ荷重 (トン)	検査料金	消費税	合計
5未満	16,500円	1,650円	18,150円
5以上 10未満	22,300円	2,230円	24,530円
10以上 20未満	30,200円	3,020円	33,220円
20以上 50未満	40,900円	4,090円	44,990円
50以上 100未満	55,700円	5,570円	61,270円
100以上 200未満	72,400円	7,240円	79,640円
200以上 500未満	94,900円	9,490円	104,390円
500以上	126,300円	12,630円	138,930円

注：天井クレーン型スタッカー式クレーン、天井クレーン型スタッカークレーンを含む。

- (3) 移動式クレーン(浮きクレーンを除く)

つり上げ荷重 (トン)	検査料金	消費税	合計
5未満	15,400円	1,540円	16,940円
5以上 10未満	21,300円	2,130円	23,430円
10以上 20未満	29,200円	2,920円	32,120円
20以上 50未満	39,200円	3,920円	43,120円
50以上 100未満	55,700円	5,570円	61,270円
100以上 200未満	72,600円	7,260円	79,860円
200以上	94,900円	9,490円	104,390円

(4) (1)(2)以外のクレーン

つり上げ荷重 (トン)	検査料金	消費税	合計
5未満	13,500円	1,350円	14,850円
5以上 10未満	19,400円	1,940円	21,340円
10以上 20未満	23,800円	2,380円	26,180円
20以上 50未満	32,600円	3,260円	35,860円
50以上 100未満	45,900円	4,590円	50,490円
100以上 200未満	55,700円	5,570円	61,270円
200以上	76,700円	7,670円	84,370円

注：床上スタッカー式クレーン、懸垂型スタッカークレーンを含む。

(5) エレベーター

積 載 荷 重	検査料金	消費税	合計
2トン未満のもの	18,000円	1,800円	19,800円
2トン以上のもの	25,500円	2,550円	28,050円

【検査技術料金】

	検査技術料金	消費税	合計
是正確認	9,528円	952円	10,480円
一部未了(注1)	9,528円	952円	10,480円
荷重試験(注2)	22,862円	2,286円	25,148円
部分確認(注3)	9,528円	952円	10,480円

注1：一部未了とは、有資格者が不在のため運転試験ができない場合、荷重の準備がなく荷重試験ができない場合等で検査日以外に実地再検査・確認を実施するものをいいます。

注2：発電所等で後日に、再度条件解除の荷重試験を実施するものをいいます。

注3：移動式クレーンの機材の一部(継ぎジブ、つり具等)が取り揃えられていないため、性能検査時に確認できない場合、別途機材の一部を確認するものをいいます。

【備考】

- 検査の料金は、消費税額を除き検査基本料金、検査技術料金に次項に定める所定時間外(年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検査地への出張料金を加えた合計とします。
- 所定時間外の検査の料金は、前項の検査基本料金、検査技術料金に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあっては2.0)を乗じて得た額とします。但し、100円未満の端数は切り捨てるものとします。
- 検査地へ出張料金として、検査を実施する場所が次に掲げるところのいずれかであるときは、協会が定める交通費、日当及び宿泊料を徴収します。
 - 離島
 - 地方事務所の所在地とは異なる都道府県内であり、かつ、当該事務所所在地から合理的行程50Km以上の遠隔地。ただし、北海道に所在する地方事務所においては、北海道内に限り合理的行程を100Km以上の遠隔地とします。
 - 休日検査(複数基以外)における当該事務所所在地から合理的行程50Km以上(北海道内においては複数基の場合でも、上記(2)ただし書きを適用します)の遠隔地
- 検査の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
- 年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査の料金は、備考1の検査基本料金、検査技術料金に1.3を乗じて得た額とし、所定時間外の割増料金については、備考2の定めを準用します。

- 6 検査技術料金は、実機ごとに徴収するものとします。ただし、次に掲げる場合は除くものとします。
 - (1) 他の性能検査に合わせて是正確認または部分確認を行う場合
 - (2) 複数基同一の是正確認を要する場合で、確認内容が共通するものであり、複数基同時に確認できる場合は、一基分の料金を徴収します。
- 7 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
- 8 検査技術料に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考7に準じます。
- 9 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。